

横浜市教育委員会
定例会議録

- 1 日 時 令和2年5月1日（金）午前10時00分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席者 鯉渕教育長 大場委員 中村委員 森委員 木村委員 四王天委員
- 4 欠席者 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 日 程

令和2年5月1日（金）午前10時00分

1 会議録の承認

2 一般報告・その他報告事項

新型コロナウイルス感染症への対応について

3 審議案件

教委第7号議案 令和2年度横浜市教科書採択の基本方針の策定について

教委第8号議案 横浜市教科書取扱審議会への諮問について

教委第9号議案 横浜市教科書取扱審議会委員の任命について

教委第10号議案 横浜市いじめ問題専門委員会委員の任命について

教委第11号議案 教職員の人事について

4 請願等審査

受理番号21 教科書採択手続きおよびその運用に関する要望書

受理番号1 2020年中学校教科書採択に関する要望書

5 報告案件

教委報第1号 令和2年度歳入歳出予算案（5月補正）に関する意見の申出に係る

臨時代理報告について

4 その他

[開会時刻：午前10時00分]

鯉渕教育長

それでは、ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。本日もコロナウイルス感染症の拡大防止のため、マスクを着用しております。よろしくお願ひします。

初めに、会議録の承認を行います。3月23日の会議録の署名者は大場委員と中村委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉渕教育長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

なお、4月3日及び4月17日の教育委員会定例会及び臨時会の会議録につきましては、準備中のため、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。

小椋教育次長

【一般報告】

1 市会関係

教育次長の小椋です。それでは、報告いたします。

まず、市会関係ですが、前回の教育委員会定例会から本日までの報告はございません。

2 市教委関係

(1) 主な会議等

○5／1 「横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン」令和元年度取組
状況

(2) 報告事項

○新型コロナウイルス感染症への対応について

次に、教育委員会関係の主な会議等ですが、教育委員会では、平成30年3月に「横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン」を策定し、学校を魅力的で安定的かつ持続可能な環境に変えていくための取組を進めております。このたび、プランの2年目となる令和元年度の振り返りとして、四つの指標それぞれの数値と、40の取組から主なものを実績として取りまとめております。本日、記者発表すると共に、市ウェブサイトにおいて公表いたします。詳細につきましては、後ほど資料にて御覧ください。

次に、報告事項として、新型コロナウイルス感染症への対応について、学校に関しましては、この後、所管課から報告をさせていただきます。なお、図書館や歴史博物館等の市民利用施設につきましては、5月31日日曜日まで閉館を延長することを御報告させていただきます。

からの報告は以上です。

鯉渕教育長

報告が終了しましたが、何か御質問等はございますか。

特になければ、新型コロナウイルス感染症への対応について、所管課から御報告いたします。

直井学校教育企画部長

学校教育企画部長の直井でございます。それではコロナ対策につきまして、所管の課長より報告させていただきます。

石川小中学校企画課長

小中学校企画課長の石川でございます。私からは、市立学校における一斉臨時休業等に係る今後の対応について御報告させていただきます。

お手元の資料の白黒のページでございます。この通知を令和2年4月28日、各学校に発出いたしました。

内容を説明させていただきます。本文の3行目でございます。「緊急事態宣言の延長又は解除の方向性については、明らかになっておらず、国の決定やそれを受けた県からの要請が5月の連休中になる可能性がございます。このような状況の中で、4月24日（金）に神奈川県教育委員会から、『国の緊急事態宣言が延長された場合には、県立学校の臨時休業期間を延長する』、『緊急事態宣言が解除された場合であっても、準備期間を含め一定期間をおいてからの分散登校、時差通学・短縮授業などの段階的な再開とすることなど、様々な事態を想定し検討を進めている』とする旨の通知が発出されました。ついては、市教育委員会としても、県と同様に次のとおりの対応方針とし、遅くとも5月6日（水）には改めて通知しますので、各学校においては、いずれの状況にも対応できるよう、必要な準備を進めるよう」通知を出させていただきました。「なお、いずれの案の場合でも、5月7日木曜日、8日金曜日の教育活動の再開はありません」と周知しております。

1番でございます。「緊急事態宣言を受けた本市の今後の対応について」ですが、A案とB案を載せております。A案は、緊急事態宣言の期間が延長となった場合は臨時休業期間も同様に延長。B案につきましては、仮に緊急事態宣言が解除され、学校教育活動を段階的に再開するとした場合、準備期間を含め一定期間を置いてからの分散登校などの段階的な再開とします。具体的な再開時期については、別途通知とさせていただいております。なお、米印のところですが、5月7日、8日につきましては、先ほど申し上げましたように教育活動の再開はありませんとしましたので、緊急受入れ・校庭開放については、これまでと同様、実施をお願いしております。取扱いについてはこれまでと変更はありません。臨時休業期間を延長した場合にも同様ということにさせていただきます。

裏面を御覧ください。「2 給食・昼食について」でございます。小学校における給食、中学校における昼食、これはハマ弁も含みますが、「学校が再開された場合であっても、当面の間実施を見合わせます。給食・昼食の再開については別途お知らせいたします。また、5月7日（水）以降としていた5月分給食物資の納品は中止します。なお、特別支援学校においては休業継続の場合、緊急受入れによる給食の提供の可能性があるため、現在、発注している給食物資の取り消しをする必要」はないと周知しております。今後のことについては、別途お知らせすることになっております。

「3 臨時休業期間中の対応について」でございますが、各学校においては、引き続き、5月8日（金）までの臨時休業期間中の児童生徒の学習保障に取り組んでいただけるように周知しております。なお、学習動画のインターネット配信とtvkによる放送は5月7日（木）・8日（金）も継続する予定でございます。

t v k の番組表はこれまでと同様、インターネット上に掲載されております。飛ばしまして、「また、教職員各自が児童生徒の模範となるべき立場であることを自覚し、率先して感染予防の取組を徹底する必要」があるということで、「教職員に対し、5月の連休中の外出自粛の徹底をお願い」しております。

なお、「4 5月11日（月）以降の方向性について」ですが、「5月7日（木）以降の緊急事態宣言に関する国及び県の方向性が判明した翌日、あるいは遅くとも5月6日（水）までに改めて通知」する予定でございます。これは連休中のお知らせになる可能性がございますので、校長が自宅のパソコンやスマートフォンからも確認できるように、外部向けのYCANwebにも掲載する予定になっております。一番下の米印ですが、「上記ページ以外に、市民向けとして、市webページでも方向性の概要について、公表する予定」でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

鯉渕教育長

説明が終了しましたが、御意見・御質問等はございますか。

森委員

御説明をありがとうございます。今、休校の時期が大変長くなってきておりますが、子供たちは三つのことと向き合っていると思います。これは福島さんという方が書いていたことで、その方のお言葉をお借りすると、一つは学習に空白が生まれているということ、もう一つは体験が乏しくなっているということ、三つ目は人との関わりが希薄になっているということと向き合っている状況だと思います。一つ目の学習に空白が生まれているということに対して横浜では動画ですか t v k を通してコンテンツの配信ができていると思いますし、実際に周りの方々のお声を聞くと、面白がって見ているお子さんもいらっしゃれば、お友達同士がオンラインでつなないで、このように課題をやったよというような活用をしている方もいるそうです。ただ、もちろん見られていない方がいらっしゃるというのも現状としてあると思います。今は一方的に見ているという状況が発生しており、フィードバックがない状況だと思います。誰とも関わりがない中で、学ぶ意欲の継続をするということは非常に厳しいものがあると感じています。

先ほど三つ挙げた三つ目の人との関わりが希薄になることを今、即座に埋めていく必要を感じています。その中で子供たちはすごくしんどさを感じていて、ゆっくりと追い詰められている状況ではないかなと。情緒不安定になっているのではないかなと思います。一日中寝ているですか、意欲が下がっているということは聞く話でございまして、反対に誰とも関わりがない中で意欲を高めることは非常に子供たちにとっては酷な難しいことだと思います。横浜では学校の先生が電話をしたりという対策もしてくださっていると聞いていて、実際に大丈夫ですという声を子供たちは発するそうですが、その大丈夫という言葉の裏に困っていることがたくさんあって、そこには本当に気付いてほしいということは多々あると思っています。

実際に厚生労働省が4月27日に発表した子どもの見守り強化アクションプランというのがございますけれども、そこでは教育委員会も入っておりますが、要保護児童対策地域協議会で子供たちを包括的に見守ることとされていて、その中で I C T の活用ということも記載されておりました。そういうふうに I C T を活用しながら子供たちを見守るということが何とかできないか。例えば朝Zoomで朝活をするですか、朝礼ですかホームルームをオンラインでするということをできなかかと思っております。そうすると生まれてくる課題が四つあります、一つは I C T の機械ですか Wi-Fi 、デバイスがない家庭がどう参加されるかということと、二つ目は学校のこれまでのセキュリティとかルール、三つ目は兄弟が

いる場合、どう時間をずらすかということですとか、四つ目には学校側とか先生側の技術的なフォローをどうするかという課題があると思います。

一つ目の課題で今できることとしては、早急に学校から各家庭に I C T 環境、デバイスのアンケートを即時実施して、自分自身が持っているかというだけでなく、例えば余っている機材がないかですか、周りの方への協力はどんなことができるかということを引き出していくようなことも聞けるのではないかと思います。G I G Aスクール構想が前倒しになっておりますけれども、1人1台を実現するにはまだ少し時間がかかると思いますので、それをどうやって地域で埋めていけるかということを考えていけるのではないかと思います。そういったことをしていくべきだと、していっていいんだという方向性を教育委員会がまず示していくことが必要ではないかと思います。

学校のセキュリティとルールというのが二つ目に課題としてありますけれども、文部科学省が出した通知にもありますが、これまでの従来のルールを超えてやっていくことが今、推奨されておりますので、例えば先生が自分の個人のではなくて公式の ID を持ってアクセスできるようにするということも考えられるのではないかと思います。

兄弟がいる場合の時間帯をずらすことなどについては、最後は先生、学校単位での調整が必要だと思います。先生の力を借りしながらその間を埋めていく、時間帯を設定することが必要だと思います。もしそういったことが実現したときにはぜひ調整をお願いできればと思っております。

四つ目の課題の技術面での学校や先生方へのフォロー、理解促進ですけれども、ちょうど先月の最後のほうで文部科学省が学校・子供応援サポート人材バンクを立ち上げたという発表を聞きました。そこでは、I C T が得意な方は学校と家庭を I C T でつなぐサポートをということで、教育委員会が人材バンクにアクセスできるということが始まると言きましたので、例えば間を埋める方を広く地域から募ったりということで、そのフォローができないかと思っております。

こういった四つの課題がクリアされていった暁には、休校が長引く可能性がある中で子供たちのメンタルなケアができると同時に、今後再開を段階的に踏んだとしても、子供たちの中で感染が絶対に起きない、先生方の感染が絶対に起きないということはないと思います。そうしたときにこのクラス、この学校は学習を継続できないとなった場合でもオンラインで継続してケアができるということにもつながると思いますので、G I G Aスクール構想の前倒しであるけれども、同時に早めにこれを推進していただけないかと思います。

質問としましては、何か現段階でいろいろなルールですかセキュリティだつたりとかがあると思うが、学校が発信する、オンラインでつなぐといったときに、今もし課題がありましたら教えていただければと思います。以上、コメントと一つの質問でございました。

いろいろな話が盛りだくさんに入っていますけれども。

御意見をありがとうございます。御家庭の I C T 環境を生かして子供たちの学習であったり様子を見たりということについては、今回、動画配信に初めて取り組んだ形だと思いますけれども、御家庭で持っているものを生かしていくという基本的な考え方はこれからも進めていきたいですし、その先、少し後に G I G A スクールの 1 人 1 台ということがあると考えています。準備が整わない家庭について、今回は t v k の放映も使いましたけれども、手を打つことも含めていろいろ

鯉渕教育長

直井学校教育企画部長

ろ取り組んでいかなければならないと思いますが、市としては御家庭のものを使っていくということも考えていくべきだと考えています。

それから、御質問のセキュリティのこと、YouTubeとかZoomとかということをしていくハーダルとか、そういうことを聞いていただいたと思っていますが、他都市等でも進んでやっているところもございますので、そういうものを参考にしながら進めていきたい、やっていきたいとは思っています。ただ、各家庭とテレビ会議を実施するためには、やはり個人ではなく学校としてやることなので、一応公式ルールがあるということが一つ。それから、公式の学校の機材といいますか、市の回線等を使っていくということですと、回線速度だと、500校同時にやることはないかもしれませんけれども、多くのものが同時に進むことを想定すると、現在はちょっと弱い部分があります。G I G Aスクール構想の中で、LANの整備と外とのつながりということも太くしていくとか、学校ごとにアクセスできるようにするとか、今ちょうどC I O補佐官等とも連携をとりながら、新しい学校にとってのネット環境を考えているところでございますので、それと併せて進めていくという、設備的な難しさが一つ。それから、先ほど言いました、個人ではなくて学校として公式にというのが今のルールでございます。例えばYouTubeの動画配信については各学校が市民局に申請して、横浜市の公式チャンネルを利用するということが現在のルールになっています。ただ、内容がちゃんとすれば、他局では局として動画を配信するということもやっておりますので、そういう部分で今まであまりなじみがなくて、学校の活動を配信するということはあまりなかったわけすけれども、今後、そういうことを学校と共に考えていきたいと思います。お答えになつていますでしょうか。

森委員

ありがとうございます。非常によく分かりました。公式のルールが今現在あるということと、同時にほかの局ではそれを見直しながら今いろいろ積極的にやっているということ、そして教育委員会もそれをやっていきたいというお話をしたので、ぜひこれまでのルールにとらわれず、先生方が自由度高くできるようお願いしたいなと思いました。また、一つ目の設備面での容量につきましては、実際そこは課題としてあると思います。先ほど公式 I Dと申し上げたのは、例えば先生が自宅から個人の I Dではなくて付与される公式の I Dを使って、プライベートと仕事をちゃんと分けて、自宅から朝礼ができるようにするとか、いろいろな方法がたくさんありますので、ぜひその可能性を探っていただければと思いました。すみません、長くなりました。御説明ありがとうございました。

鯉渕教育長

ほかに。

木村委員

二つのですが、一つは学校に来ないということで、不登校等々、あるいは家庭環境の中の様々な諸問題が全く見えない状況になっていますよね。そういう子供に対してどのように調査してケアをするのか。もう一つ、大学なんかでもそうですが、遠隔授業がいよいよ始まったときに、最初はいいのですがだんだん抜け落ちてしまう。つまり、環境が整っていないだけではなくて、そういうものについてこられない学生をどうしようかと今問題になっています。多分子供たちにもそういったところがあると思いますが、そういったことへの対応はどのようにになっているのでしょうか。

直井学校教育企画部長

正直、家庭での日々の子供たちの様子ということについては、学校でも電話連絡等でしている状況ですので、なかなか見えないと思います。先ほど森委員から

もあった、例えば要保護児童対策地域協議会とか、そういう枠組みに乗っている御家庭であればある程度のアクセスは、生徒指導、児童支援専任教諭であったりとか、様々なつながりの中で実施されていると思いますが、一人一人が細かく丁寧に見えているかということについてはなかなか厳しい部分も正直あるかなと思います。登校日についても、できたら学校に来てという部分もありますが、感染等についての御心配がある中で難しい状況があります。また今後、5月がどういう形になるか分かりませんけれども、教育相談とか家庭訪問とか電話連絡とか、その子、その御家庭に合う形でなるべく子供たちを見ていきたいと学校は思っていると思います。

それから、もう一つの環境があっても動画配信なりネットでの授業というようなものに対する意欲が本当に持てるのかということについては、これも個人差があると思いますし、難しい部分もあると思います。ただ、本市の動画についても10分、15分と割と短めに設定して切り換えてやっていくとか、他都市の取組などの双方向のやりとりでも30分とちょっと短くしたり、そういう形を意欲が持続するように、モチベーションを持てるようにという工夫は様々していかなければならないのかなだと思います。ただ、現時点は一方通行というのでしょうか、流している状態なので、課題プリント等を併せて今後続くようであれば映像だけでなくペーパーとか、そのやりとりをするとか、そんな工夫を学校と一緒に考えていかれたらなと思っています。

鯉渕教育長

不登校とか何か課題のあるお子さんへのフォローのことについてはどちらからですか。

前田人権健康
教育部長

人権健康教育部の前田でございます。お話をありました子供たちへの心のケアの部分も含めて不登校のお子さんについてですけれども、学校では当然専任等が不登校のお子さんに対して年度が始まった時点で子供たちの様子を、しっかりと声を掛けてアプローチしている状況でございます。同時に一番基盤になることだと思いますが、休業が続いていますので、どのお子さんにとってみても非常に心の不安の部分、メンタルヘルスをどうしてケアしていくかというあたりについて、4月中旬に教育委員会から通知を出させていただきました。保護者の方に向けて、まず保護者の方に安定していただいて、しっかりと体調管理をしていただいてお子さんに向き合ってほしいとか、お子さんに向けても通知を出してしまって、実際に感染予防をして規則正しい生活を送りながら心のケアをしっかりとていきましょうというような中身を各学校から発出しております。不登校のお子さんについては非常に配慮すべきところがあると思いますので、今後も定期的に専任から声を掛けていくという動きを取っております。以上でございます。

鯉渕教育長

ほかによろしいでしょうか。

四王天委員

不登校の方にとって現在の状況としては苦手な環境だと苦手な人との付き合いをなくして自宅にいられると。しかも、動画の配信によって学習も補えると。あまりデメリットが感じられないような気がします。ぜひ今回の在宅での勉強について、不登校の方たちの御意見みたいな声を拾い上げていただけたらなと。もしかしたら学校に行かなくても、人に会わなくても教育の機会にちゃんと触れる、ちゃんと教育を受けられるということで、本人たちが前向きになれるのではないか。私は落ちこぼれになっていくのではないというような前向きな気持ちになれるチャンスかもしれないというので、もしそういう御家庭からの御意見とか

アンケートとか状況、本人とともに含めてヒアリングしていただけたら、ちょっと参考になるかなと思います。意見です。

鯉渕教育長

御意見ということで。

中村委員

ありがとうございました。動画を見せていただきました。本数がとても多かつたので、幾つかの教科と特別支援学校を見せていただきました。特別支援学校では家庭でもボッチャをやろうというような内容で、先生たちがちょっとはにかみながらもすごく元気良く、明るくやってくださっていて、いいなと思いました。また、家にあるものを使って、わざわざ道具がなくともこういうことで体を動かすことができるよということですとか、あるいは体が十分に動かない子供たちであってもこのようにすればゲームを楽しむことができるよと。いろいろ工夫して作ってくださっていて、とてもありがたいなと思いました。指導主事の方に伺いましたら、短い授業ですが、皆さんのがやはり子供の姿を思い描いて授業を組み立てているので、やっている最中に、こうしたらもっといいかもしないとか、子供たちはこう考えるかもしれないとか、どんどん時間を超えて工夫してくださったということで、本当にありがたいなと思っています。

あともう一つ、先ほどから話が出ていて、前にもお話ししたので同じような話の繰り返しになりますけれども、やはり双方向性というのがすごく必要です。せっかくいい授業をしてくださっているのに、見つ放しになってしまふというのはちょっともったいないなという気がしています。市長から今年度中に1人1台タブレットを配布するという記者会見がございましたが、本当にまだスタートラインに立っただけだと思います。この時期に全校配布はとても間に合いませんが、今後のことを考えると、そのタブレットを使ってどのように子供たちの学びを作っていくのかという意味では、先生方への研修ですとか研究ですとか、そういうところをぜひ後押ししていただいて、それが各現場で子供たちのために有効活用されるように、そちらのほうも早急に進めていただきたいなと思っています。

それから、最後に質問なのですが、4月の初めにも出て、また昨日の報道もありましたけれども、文部科学省のオンライン授業ですとか家庭学習したものについて評価することが子供たちの意欲につながるというような記事が載っていました。子供たちがどの程度理解しているかとか、どのように学習を進めているかということを評価することは、次の学習につなげる意味で必ず評価しなければならないと思いますが、それが評定ということになると、文部科学省が言っていることは現実に可能なのかどうなのかということで疑問を持っています。横浜市としては、その点についてどのように考えいらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。以上です。

直井学校教育企画部長

評価・評定については、おっしゃるとおり指導があって、評価・評定があって、モチベーションになってとか、先生の指導が変わって良くなっていくということで一体となっているもので、必要なものだと思っています。ただ、言われるように見たからとか何か見た感想を出したからとか、そういうこと自体が学習評価ということではないと思います。例えば家庭で行った、動画とくついた学習課題を評価資料の一部として活用することができるとは考えています。例えば教科書の内容をプリントにまとめるということであれば、現時点では双方向ではないので、登校がかなった後には確認テスト等は必要だと思います。定着の度合いを見て、知識・技能として評価資料にしたり、内容に関しての自分の考えを書くというようなレポートみたいなものであれば、思考・判断・表現のところ

に加えるということもできるでしょうし、例えば個人的に学習したものからこんなことを調べてみたいなということで、自分で調べて、先生、こんなことをやつてきたよというものがいれば、主体的に学習に取り組む態度というところでの評価とか、様々工夫はできると考えています。本当に今は取りかかったばかりで、先生方も初めてのことだと思いますけれども、様々前向きに工夫して、学校と一緒にやっていきたいなと思っています。

中村委員

ありがとうございます。家庭のありようというか、例えば動画一つ取っても見る見ないとか、あるいは、昨日の新聞には1時間目から何時間目というように時間割を全て組んでしっかりとお勉強をしているというようなおうちもあれば、なかなか子供任せでそうはいかないというおうちもあると思いますので、その後の指導に生かすという意味では必要なことだと思いますが、それが即評定につながるというのはちょっと乱暴だと思います。学校が始まったときのスタートラインが既にばらばらですので、そこは考慮していただきたいなと思います。以上です。

大場委員

一点だけ質問なのですが、その前にさっき森委員が言われたこととちょっと関連して、やはり人ととの距離を開けないといけないということで、一番厳しいのは家庭の中で孤立してしまっている子供です。多分近々休校延長の話が出てくると思うので、表にも遊びに行けない、家庭の中の環境もいろいろ問題が多いという子供たちに何とかスポットを当てて、スポットと言うと変ですが、今後の休校期間にもよりますけれども、臨時登校であったりとか何かいろいろ工夫でうまく。特に前から言っているとおり、小学校1年生や中学校1年生というのは初めて小学生、中学生になってやはり気概を持っているわけなので、その子たちが担任の先生と触れ合ったり、あるいは友達作りができるような環境を、ぜひそういう学年にはきめ細かく作っていただけるとうれしいなと思います。

質問は一つだけ。私もこの間、動画とt v kのサブチャンネルを何日か続けて見ていました。私だけの感想を言うのもいけないと思ったので、教育に携わっていない人にt v kのサブチャンネルをちょっと見てよということで頼んで幾つか感想をもらいました。指導主事の皆さんがああやって慣れないカメラの前で若干のぎこちなさはあるけれども、頑張って提供してくれていることはすごいねと。横浜の力を感じたという話がありました。願わくばということで一つ二つ寄せられたのは、画面の片隅に、例えば今は小学校3年生の国語をやっています、教科書の該当ページは何ページですというのを、t v kに頼んでテロップで文字を作るとまたお金のかかる話になりますので、例えば後ろのボードに最初から張っておいてくれればいいのではないかということです。大人がずっと見ていると、今、何年生をやっているのかが頭の中に残らなくなってしまいますし、さっと冒頭で教科書の何ページを開いてくださいねという言葉だけで終わってしまうからで、子供はちゃんと開いているかもしれません、閉じてしまったら何ページを開こうかということにもなるので、休校が延びてこういう動画の取組なんかも延長されるときには、そんな意見が寄せられましたし、参考でお伝えしておきたいと思います。また、どのくらいの子供たちが見てくれているのかなと。一番いいのは親御さんも一緒になって見てくれればいいのですが、どこかで一定の時期が経過したときに、インターネットでもいいし t v kでもいいので、悉皆で調査の必要はないですから、どこかの学校を抜いてもらって、例えば半分ぐらい見ていたのか、そこまでいかなかつたのかどうか、それはどこかの段階でチェックしていただけたらいいなと思いました。質問ではなくて注文です。すみません。

鯉渕教育長

ほかにございますか。

それでは次に議事日程に従い、審議案件、請願等審査及び報告案件に移ります。

まず、会議の非公開について、お諮りします。教委第9号議案「横浜市教科書取扱審議会委員の任命について」、教委第10号議案「横浜市いじめ問題専門委員会委員の任命について」、教委第11号議案「教職員の人事について」は人事案件のため、教委報第1号「令和2年度歳入歳出予算案（5月補正）に関する意見の申出に係る臨時代理報告について」は議会の審議案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉渕教育長

それでは、教委第9号議案から教委第11号議案及び教委報第1号は非公開といたします。

議事日程に従い、教委第7号議案「令和2年度横浜市教科書採択の基本方針の策定について」、所管課から御説明いたします。

直井学校教育企画部長

引き続き学校教育企画部の直井でございます。よろしくお願ひいたします。それでは、教科書採択の基本方針につきまして、左上との資料はございますでしょうか。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

1ページおめくりいただきまして、2ページに提案理由がございます。読ませていただきます。「教科用図書の取扱いについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号により、教育委員会の職務と規定されている。令和2年度における横浜市の教科書採択にあたり、採択の手続きの基準を明確にし、公正かつ適正を期するため、基本方針を策定したいので提案する」というものでございます。案につきましては所管課長より説明させていただきます。

石川小中学校企画課長

小中学校企画課長の石川でございます。それでは、「令和2年度横浜市教科書採択の基本方針（案）」について、読み上げさせていただきます。

3ページを御覧ください。前文でございます。教科書は、教育課程の構成に応じて教育内容が組織排列された教科の主たる教材として、学校において使用が義務づけられており、学校教育において極めて重要な役割を果たしている。したがって、本市学校教育の一層の充実に資する適切な教科書を採択することが重要である。よって、横浜市教育委員会は、教育基本法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等、関係法令の規定に基づき、横浜市立学校で使用する教科書の採択を適正に行うため、次のとおり令和2年度横浜市教科書採択の基本方針を定める。」

「1 教科書の採択について。（1）令和2年度は、次の教科書を採択する。ア 義務教育学校後期課程を含む中学校、中高一貫教育校である南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校において令和3年度から令和6年度に使用する教科書。イ 高等学校において令和3年度に使用する教科書。ウ 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において令和3年度に使用する教科書。（2）横浜市立学校において使用する教科書は、学校教育法附則第9条に規定する図書（以下「一般図書」という）を除き、文部科学省が作成した校種毎の教科書目録に登載されている、文部科学大臣の検定を経た教科書又は文部科学省が著作の名義を有する教科書の中から採択する。（3）採択が終了した後に、高等学校、特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級

において、発行者の都合等によって採択を変更する必要が生じた場合には、教育委員会が採択した教科書一覧の中から、児童生徒の実態等に応じて新たに教科書を選択し、採択の変更を行う。」

おめくりください。「2 採択の基本原則。（1）公正かつ適正な手続。文部科学省や神奈川県教育委員会の通知に基づき、採択権者である教育委員会の判断と責任のもと、静ひつな環境を確保し、公正確保を一層徹底するとともに、適正な手続きによって採択を行う。（2）教科書の調査研究。教科書目録に登載されたすべての教科書の内容について、教科書調査の調査項目に基づいて十分に調査研究を行う。（3）静ひつな採択環境の確保。教科書の採択が公正かつ適正に行われるために、様々な働きかけにより円滑な採択事務に支障をきたすことのないよう、静ひつな採択環境を確保する。（4）開かれた採択の実施。基本方針をあらかじめ公表するとともに、採択に関する情報を、採択終了後に積極的に公開するなど、より開かれた採択に努める。」

「3 採択の観点。教科書の採択に当たっては、『横浜教育ビジョン2030』、『横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領』、及び『横浜市立高校版学習指導要領』に示した横浜が目指す子供の姿の実現のために、主に次の観点から検討して最も適切と思われるものを採択する。（1）教育基本法、学校教育法及び学習指導要領の趣旨を踏まえ、各教科の目標の実現や指導内容の充実に適したものであること。（2）『横浜教育ビジョン2030』及び『横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領』に基づく学習活動に適したものであること。（3）児童生徒が学習をするに当たり使いやすい工夫があることや、障害その他の特性にかかわらず読みやすい工夫があること。デジタル教材への活用の工夫があることや、教科書の用紙やインキなど環境面に配慮した工夫があること。」おめくりください。5ページでございます。「高等学校。（4）高等学校において使用する教科書は、各学校の特色、生徒の学習実態や興味・関心及び進路希望等を踏まえ、かつ、各教科・科目の目標の実現を図るために最も適切と思われるものであること。特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級。（5）特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において使用する教科書は、各教科等の指導計画、『個別の教育支援計画』、及び『個別の指導計画』に基づき、一人ひとりの障害の状態に応じた指導を行うために、適切な内容であること。

「4 採択の流れ。（1）教育委員会は、横浜市教科書取扱審議会条例に基づき設置される横浜市教科書取扱審議会に対し、今年度採択する教科書の取扱いに関し、本方針を踏まえ、採択の観点に基づいて、調査・審議を諮問する。（2）審議会は、教科書を調査研究した結果と横浜が目指す子供の姿との関連を慎重に審議し、市立学校で使用するにあたりふさわしい教科書を取りまとめ、教育委員会に答申する。（3）教育委員会は、審議会答申を受けて、その判断と責任において慎重に審議し、公正かつ適正に、教科書の採択を行う。その後、採択結果と需要数を神奈川県教育委員会に報告する。」

「5 調査研究について。（1）中学校、南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校用教科書。ア 教科書。審議会は、教科書目録に登載された教科書について、教科書編修趣意書、教科書見本等により、教科書調査の調査項目に基づいて十分に調査研究を行う。イ 学習実態。審議会は、中学校の生徒の学習実態について十分に調査研究を行う。」おめくりください。6ページでございます。「（2）高等学校用教科書。ア 教科書。審議会は、教科書目録に登載された教科書について、教科書編修趣意書、教科書見本により、十分に調査研究を行う。イ 学習実態。高等学校においては、各学校の特色や教科・科目の開設状況が異なるため、審議会は、各学校の教科・科目を履修する生徒の学

習実態に基づいた教科書の報告を各学校長に求める。（3）特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書。ア 教科書。審議会は、教科書目録に登載された著作教科書及び『令和3年度用一般図書一覧』に登載された一般図書について、十分に調査研究を行う。イ 学習実態。特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級においては、障害の種別や程度によって個々の児童生徒の学習実態が大きく異なるため、審議会は各学校の当該児童生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各学校長に求める。」

「6 その他。基本方針で定めのない事項については、必要に応じて、教育委員会で審議し定めるものとする。」おめくりいただき7ページでございます。

「『令和2年度横浜市教科書採択の基本方針』において、教育委員会が横浜市教科書取扱審議会に対して調査・審議を諮詢するにあたり、今年度採択する教科書の取扱いに関して別途定める調査項目については、次のとおりとする。調査項目。採択の観点（1）関係法令。①教育基本法における教育の目標を実現するのに、よりふさわしい特色がある。②学校教育法における学力の要素をバランスよく育成するのに、よりふさわしい特色がある。③学習指導要領に示された教科目標の実現や内容の展開に関して、よりふさわしい特色がある。採択の観点（2）横浜教育ビジョン2030及び横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領。①主体的に考え、問題や課題を見つけ解決していく学習過程を大切にしていることや、言語能力及び情報活用能力を育成するために、よりふさわしい特色がある。②小中の学習の連続性や幼保小中高の接続を図ったり、学習段階に応じた課題の工夫をしたり、学習意欲を高めるために、よりふさわしい特色がある。③学んでいることを実生活や社会と関連付ける工夫や、身近な出来事や社会問題への関心を高めるために、よりふさわしい特色がある。④『だれもが』『安心して』『豊かに』という人権教育の方針を踏まえ、多様な価値観を認め支え合う態度や、豊かな感性を育むためによりふさわしい特色がある。⑤持続可能な開発目標の達成など、よりよい社会の創造に向けて、グローバルな視野で自ら考え行動し続ける態度や公共心を育むために、よりふさわしい特色がある。⑥地域の歴史や、伝統文化を理解したり、その魅力を発見したり、将来や社会とのつながりを学んだりするために、よりふさわしい特色がある。採択の観点（3）体裁等。①児童生徒が学習をするに当たり使いやすい工夫があることや、障害その他の特性にかかわらず読みやすい工夫がある。②デジタル教材への活用の工夫があることや、教科書の用紙やインキなど環境面に配慮した工夫がある。」

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

鯉渕教育長

所管課からの説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等はございますか。

大場委員

ありがとうございます。採択の基本方針の策定ということで、新しい学習指導要領に基づいてまた今年も採択を進めていくことになります。1年前の記憶をよみがえらせながらしゃべるのであれですが、なるべく現場で教科書を使って子供たちに授業を展開する先生方の気持ちがより反映できた教科書採択になることが一番ふさわしいことだらうと私は思っています。去年もたしか教育委員会会議で採択の基本方針のときに、4ページの採択の基本原則の、開かれた採択の実施で、より開かれた採択に努めていこうという流れを追加していただいたり、あるいは大きい4番の採択の流れは基本的に同じだらうと思いますが、去年各教科の研究会の場で、皆さんに大分重い作業をしていただいて教科書のサンプルを運んでいただいて、いろいろ気付いたことをメモして各教員の皆さんに届けていただいて、私たち教育委員も採択の前に拝見させていただいたという記憶がありま

す。ぜひ現場の思いに沿ったものを我々も間違いなくチョイスできるように努力しなければいけないと思います。去年先生方から寄せられた意見のボリュームがどのくらいのものだったかというのを、去年初めて取り組んで私もぱっと出てこないので、確認でその質問だけ冒頭にさせていただきます。

石川小中学校
企画課長

ありがとうございました。小中学校企画課の石川でございます。昨年度、現場の教職員に教科書を手に取ってもらう工夫ということで、今おっしゃったようなことを幾つかさせていただきました。様々な場面で延べて大体4,000人ぐらいの教職員に教科書を手に取っていただきました。感想といいますか御意見といいますか、コメントにつきましては74件がこちらに寄せられて、教育委員の皆様に見ていただきました。以上でございます。

大場委員

ありがとうございます。私も全件読ませていただき、どこの教科書会社がいいというコメントよりは、ぜひこういう視点、こういうポイントを大事にしていく教科書を考えてほしいという、現場なりの御意見をいただいたなという気がしていますので、非常に良かったと思っていますが、漏れ聞くところによると、今年は新型コロナウイルスのことで3密を避けるために教科ごとの研究会が開かれそうもないということでした。せっかく去年から取り組んでいただいたので、仮にそれはできないにせよ、別の方法で何か新たにより現場の意見が反映できる工夫ができるかなということを気にしております。今お考えがあれば、あるいは今後の検討であればそれはそれで結構ですが、伺っておきたいと思います。

石川小中学校
企画課長

ありがとうございます。今、大場委員がおっしゃったように、本来ですと昨年度のように教科ごとの研究会ですか元々教職員がたくさん集まる場に教科書をお持ちして手に取っていただこうと計画しております、実行する準備もしていたのですが、この状況ですので、各研究会、あるいは教職員が複数集まる場というのは大体自粛といいますか中止になっております。もし仮にこの後も休業が延長になりましたら、そういう機会を設けることはなかなかできないことが想定されます。ただ、我々といたしましては委員がおっしゃったように、教職員が皆教科書を手に取るような状況をぜひ作りたいと考えておりますので、今、現場の校長と相談しながら、例えば一定期間幾つかの学校に置いて、近隣の学校の教職員が来て手に取ることができないかというようなことについて調整中でございます。今後の動向もありますので、それを踏まえて考えたいと思います。よろしくお願いいたします。

森委員

ありがとうございます。去年も大分こちらも議論して、その土台に載って今回も作っていただいたたたき台だと思っております。今回G I G Aスクール構想が前倒しになって、1人1台を持って授業に臨んでいる姿が、来年度であったり、もしかしたら今年度始まるかもしれません、こういった状況は今、日々変わっていますよね。その観点を踏まえた検討が何かできるものなのか、確認したいと思っての質問でございます。例えば一つの確認ポイントとしまして、7ページの採択の観点（3）の②デジタル教材への活用の工夫がありますが、QRコードがあつて動画で見られるというのは去年の採択でもいろいろな教科書で見ましたけれども、皆さんを持っている状態で教科書を使うと思うので、それのさらなる活用が想定されるのではないかと思います。その文言を、持っている前提でより強化なのか検討ができるものなのか、そのあたりで皆さんに何かお考えがあればと思いました。情報として来たばかりなので難しいと思いますが。

直井学校教育企画部長

委員がおっしゃるように、QRコードとかそういうものを使ってデジタルの流れの中で教材に行き着くところがあるので、今回G I G Aスクール構想で1人1台になっていけば、教室でみんながその場でできるわけです。4年間かかるであろう1人1台が1年間での整備ということなので、早めにそういうことができるということだと思います。あと、この採択の観点を基にこの後調べて答申という形になってくると思いますが、私たちもまだ教科書を見ていない状態です。とにかくこの観点での工夫の状況を現場の先生たちが見て、こんな工夫ができる、こんな授業ができるということが、その教科書の特色という形で多分報告が上がってきて、答申に入ってくると思いますので、ぜひその特色を見ていただいて、委員なりにお考えいただく中で、ふさわしいな、こういうのがいいなという形でお考えいただければと考えています。ただ、今はまだ物を見ていませんし、これから学校の先生たちと一緒に様々なデジタルの工夫というのでしょうか、タブレットを使用した工夫を考えていくという、その観点を持ってぜひ教科書も選んでいきたいな、決めていかれたらなと思っています。すみません、お答えになっていくでしょうか。

森委員

分かりました。

鯉渕教育長

ほかに何か御意見はございますか。特になれば、教委第7号議案については、原案のとおり承認いただいてよろしいですか。

各委員

<了 承>

鯉渕教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。

次に、教委第8号議案「横浜市教科書取扱審議会への諮問について」、所管課から御説明いたします。

直井学校教育企画部長

引き続きよろしくお願いいたします。第8号議案、横浜市教科書取扱審議会への諮問についてでございます。

1ページおめくりいただけますでしょうか。提案理由でございます。「義務教育学校後期課程を含む中学校、中高一貫教育校である南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校において令和3年度から令和6年度に使用する教科書、高等学校において令和3年度に使用する教科書、特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において令和3年度に使用する教科書の採択にあたり、必要な事項を調査審議するため、横浜市教科書取扱審議会への諮問を提案する」ものでございます。詳細につきましては、課長より説明させていただきます。

石川小中学校企画課長

引き続き小中学校企画課長の石川でございます。3ページを御覧ください。3ページ以降は諮問文になりますので、読み上げさせていただきます。

「横浜市立学校の教科書の取扱いについて（諮問）。次に掲げる教科書の取扱いに関する事項について、別紙理由を添えて諮問します。1 義務教育学校後期課程を含む中学校、中高一貫教育校である南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校において令和3年度から令和6年度に使用する教科書。2 高等学校において令和3年度に使用する教科書。3 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において令和3年度に使用する教科

書。」

おめくりください。4ページでございます。理由です。「教科書は、教育課程の構成に応じて教育内容が組織排列された教科の主たる教材として、学校において使用が義務づけられており、学校教育において極めて重要な役割を果たしている。したがって、本市学校教育の一層の充実に資する適切な教科書を採択することが重要である。よって、横浜市教育委員会は、教育基本法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等、関係法令の規定に基づき、横浜市立学校で使用する教科書の採択を適正に行うため、別添のとおり『令和2年度横浜市教科書採択の基本方針』を策定し、これに従って採択を行うこととした。この基本方針は、基本原則、採択の観点、採択の流れ等を明確に示し、適正な手続きの下、教育委員会の判断と責任において教科書の採択を行うことを明文化するものである。本年度の教科書採択にあたっては、基本方針に則り、市民に開かれた教科書の採択を適正・公正に実施することが重要である。教育委員会は、横浜市教科書取扱審議会条例第2条第1項に基づき、次の事項について、横浜市教科書取扱審議会に対し調査・審議を諮問する。1 中学校、南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校用教科書。（1）教科書。審議会は、教科書目録に登載された教科書について、教科書編修趣意書、教科書見本により、教科書調査の調査項目に基づいて十分に調査研究を行うこと。（2）学習実態。審議会は、中学校の生徒の学習実態について十分に調査研究を行うこと。2 高等学校用教科書。（1）教科書。審議会は、教科書目録に登載された教科書について、教科書編修趣意書、教科書見本により、十分に調査研究を行うこと。（2）学習実態。高等学校においては、各学校の特色や教科・科目の開設状況が異なるため、審議会は、各学校の教科・科目を履修する生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各校長に求める。3 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書。（1）教科書。審議会は、教科書目録に登載された著作教科書及び『令和3年度用一般図書一覧』に登載された一般図書について、十分に調査研究を行うこと。（2）学習実態。特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級においては、障害の種別や程度によって個々の児童生徒の学習実態が大きく異なるため、審議会は各学校の当該児童生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各校長に求める。4 基本方針に基づき、すべての教科書の調査研究の結果と横浜が目指す子どもの姿との関連を慎重に審議し、市立学校で使用するにあたりふさわしい教科書の採択ができるように、相互の関連について明確にすること。5 基本方針に示された採択の観点に沿って教育委員会で審議することができるよう、審議結果を答申としてまとめること。併せて、審議会において調査研究した報告書を添付すること。」

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

鯉渕教育長

所管課からの説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等はございますか。

特になければ、教委第8号議案については、原案のとおり承認いただいてよろしいですか。

各委員

<了 承>

鯉渕教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。

次に議事日程に従い、請願等審査に移ります。3月26日付で受け付け、各委員に配付しております受理番号21の要望書について、審査を行います。事務局から御説明いたします。

石川小中学校
企画課長

受理番号21の要望書について考え方を説明させていただきます。要望項目（1）の中段、（2）の前段、（3）（6）（10）について。市立学校で使用する教科書は、横浜が目指す子供の姿を実現するために、文部科学大臣の検定を経た教科書の中から、関係法令や横浜市教科書採択の基本方針等に基づいて採択しています。また、各教科の専門的知識を有し、教育現場を熟知している現職の教員である教科書調査員による調査研究の結果と子供の学習実態を踏まえた横浜市教科書取扱審議会の答申を尊重しつつ、横浜市教育委員会の判断と責任において適正・公正に採択を行っております。なお、令和元年度横浜市教科書採択の基本方針は、横浜教育ビジョン2030や横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領に基づき策定しました。

引き続き（7）の中段及び後段についてでございます。これまでの教科書採択においても議論の中で各委員が教科書を採択する上で大事にしている観点や考え方を発言しておりますが、引き続き市民の皆様に分かりやすい議論となるよう、工夫してまいります。教育委員会会議の採決の方法は、横浜市教育委員会会議規則において、挙手、記名投票、無記名投票の中から教育委員会で決定することとしております。教科書採択についても公正な採択が確保できるよう、採決の方法をその都度教育委員会で決定しております。

それ以外の部分につきましては、教育長委任又は専決で回答いたします。説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

鯉渕教育長

事務局からの説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等はございますか。特に御意見等がなければ、受理番号21の要望書については事務局の考え方沿った回答でよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉渕教育長

それでは承認させていただきます。回答文につきましては、承認いただいた考え方沿って、回答させていただきます。

次に、4月2日付で受け付け、各委員に配付しております受理番号1の要望書について、審査を行います。事務局から御説明いたします。

石川小中学校
企画課長

引き続き小中学校企画課の石川でございます。受理番号1の要望書について、考え方を説明させていただきます。

市立学校で使用する教科書は、横浜が目指す子供の姿を実現するために、文部科学大臣の検定を経た教科書の中から、関係法令や横浜市教科書採択の基本方針等に基づいて採択しています。また、各教科の専門的知識を有し、教育現場を熟知している現職の教員である教科書調査員による調査研究の結果と子供の学習実態を踏まえた横浜市教科書取扱審議会の答申を尊重しつつ、横浜市教育委員会の判断と責任において適正・公正に採択を行っております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

鯉渕教育長

事務局からの説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等はございますか。特になければ、受理番号1の要望書については事務局の考え方沿った回答でよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉渕教育長

それでは承認させていただきます。回答文につきましては、承認いただいた考え方方に沿って、回答させていただきます。

以上で公開案件の審議、請願等審査が終了しました。事務局から、報告をお願いします。

齊藤総務課長

4月17日に1団体から教科書採択における評価に関する要望書が提出されました。4月30日に1団体から教科書展示会に関する要望書が提出されました。これらの要望書につきましては、事務局で対応を調整の上、教育委員会で審議が必要な場合は、次回以降にお諮りしたいと思います。委員の皆様は、内容の御確認をよろしくお願ひします。

次回の教育委員会定例会は、6月5日金曜日の午前10時から開催する予定です。また、次回の教育委員会臨時会は、6月22日月曜日の午前10時から開催する予定です。こちらの会議室で会議を行いますのは今回で最後になります。次回以降の開催場所につきましては、新市庁舎移転に伴って、新市庁舎18階にある共用会議室となります。傍聴方法につきましては、別途お知らせいたします。

鯉渕教育長

皆様、よろしいでしょうか。次回の教育委員会定例会は、6月5日金曜日の午前10時から開催する予定です。また、次回の教育委員会臨時会は、6月22日月曜日の午前10時から開催する予定です。別途、開催場所も併せて通知しますので御確認ください。

次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴・報道機関の方は御退席願います。また、関係部長以外の方も退席してください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

<非公開案件審議>

教委第9号議案「横浜市教科書取扱審議会委員の任命について」
(原案のとおり承認)

教委第10号議案「横浜市いじめ問題専門委員会委員の任命について」
(原案のとおり承認)

教委第11号議案「教職員の人事について」
(原案のとおり承認)

教委報第1号「令和2年度歳入歳出予算案（5月補正）に関する意見の申出に
係る臨時代理報告について」
(報告のとおり承認)

鯉渕教育長

本日の案件は以上です。これで、本日の教育委員会定例会を閉会といたします。

[閉会時刻：午前11時30分]